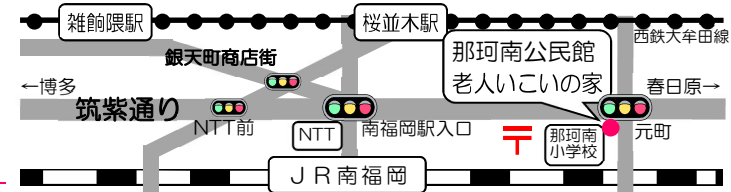


# 那珂南公民館だより

令和6年  
5月号



那珂南校区の情報はこちら  
なかなかいいね那珂南ブログ



〒812-0877 福岡市博多区元町3丁目1-2 電話:092-571-4319 FAX:092-571-4519 メール:nakaminami45@jcom.home.ne.jp

## ◆公民館臨時休館のお知らせ◆

効率的な運営を行うため、下記の期間中、団体利用がない場合は臨時休館致します。31日(金)の休館日に利用ご希望の方は、10日前までに公民館へお申し込みください。

◀臨時休館日▶

5月3日(金)～5月5日(日)・31日(金)

## 5月・6月行事予定

日時	内容	場所
5月6日(月) 開会式 8:30	モルック大会 主催:体育振興会	小学校 グラウンド
5月8日(水) 10:00~	第1回那珂南ときめき大学 開講式・人権学習	公民館
5月11日(土) 8:30~	グラウンドゴルフ大会 主催:老人クラブ連合会	小学校 グラウンド
5月12日(日)	中学生レクリエーション大会 主催:育成連合会	フラワーボウル
5月14日(火)	健康ウォーキング 主催:衛生連合会	集合場所 那珂南会館
5月15日(水) 10:00~	第2回那珂南ときめき大学 終活出前講座 講師:川崎 真帆さん	公民館
5月22日(水) 受付時間 13:30~ 14:00	母子巡回健康相談 お問い合わせ 博多区保健福祉センター TEL:092-419-1100	那珂南会館
5月22日(水) 10:00~	第3回那珂南ときめき大学 「脳が若返る? 元気脳活イベント」 講師:古賀 正剛さん	公民館
5月29日(水) 10:00~	第4回那珂南ときめき大学 「笑って、ときめき健康づくり」 博多笑い塾・小ノ上マン太朗さん	公民館
6月5日(水) 10:00~	第5回那珂南ときめき大学 「悪質商法とトラブル対処法」 講師:宮崎 さゆりさん	公民館
6月9日(日)	違法看板撤去 主催:衛生連合会	集合場所 寿町公園
6月12日(水) 10:00~	第6回那珂南ときめき大学 「おでかけ応援(フレイル/頻尿予防)」(花王) 閉講式	公民館
6月15日(土) 10:00~	那珂南校区人尊協 総会・研修会 主催:人権尊重推進協議会	公民館

## 公民館・館外サークルのお知らせ

※開催場所 A:那珂南小学校講堂 B:那珂南小学校グラウンド

サークル名	曜日/時間
A 那珂南バドミントンクラブ	土/18:00~21:50
A 那珂南ミニバスケットボールクラブ	月・水・金/ 17:00~19:00 土・日/不定期使用
A 那珂南スマイルジュニア(JVBC) バレーボール	火・木/17:00~19:00 日/不定期使用
A 那珂南バレーボール愛好会	火/19:30~21:30
A 那珂南剣道 南風会	月/18:30~20:30 水・金/19:00~21:00 土・日/不定期使用
A 木星会(バレーボール)	木/19:30~21:30
B 那珂南フットボールクラブ(サッカー)	水・木/17:00~19:00 土・日/不定期使用
B 那珂南クラブ(ソフトボール)	月・金/16:00~19:00 土・日/不定期使用
B 那珂南ソフトボール愛好会	日/8:00~10:00

※不定期使用の日時については各サークルにお尋ねください

“なかいいいカフェ”

## 那珂南通信



◆日時:5月27日(月)13:30~16:00

◆場所:公民館 いこいの家

“ふれあい健康麻雀教室 第2・3木曜日

◆日時:5月9日、16日  
13:00~16:00頃

◆会場:公民館 いこいの家



## ♪那珂南校区子育てサロン♪~各金曜日

◆5月:10日、17日、24日、31日(3日はお休み)

◆6月:7日、14日、21日(保健師)28日

※対象者は4ヶ月以上の乳幼児です

時間:10:30~12:15(時間内は出入り自由です)

場所:那珂南会館(光丘町) ☎572-1153



## 全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所を開設します。

~人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです~  
あなたの悩みを人権擁護委員に相談してみませんか

日時 6月4日(火) 午前10時から午後3時まで  
場所 福岡市役所1階多目的ホール

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。あなたの街の身近な相談パートナーである人権擁護委員が、家庭内の悩みごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

~お互いに人権を守って 明るい社会をつくる  
ことが私たち人権擁護委員の願いです~

【問い合わせ先】

福岡法務局 福岡人権擁護委員協議会 (TEL092-722-6199)

## 不安をおおって契約させる 給湯器の点検商法に注意



- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をおおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- 購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- 給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。



今月の人権標語:多種多様 みんなが受け入れ 明るい未来へ